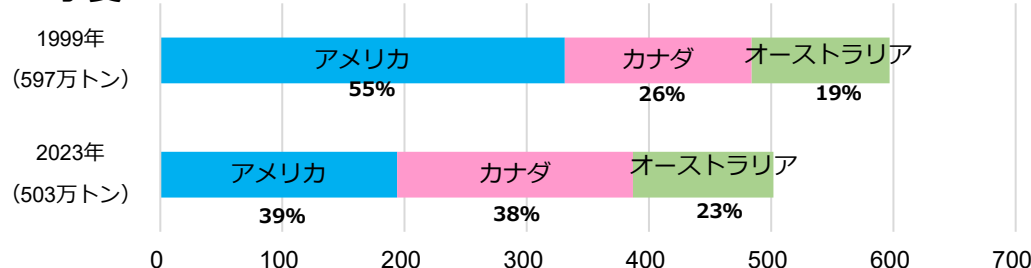


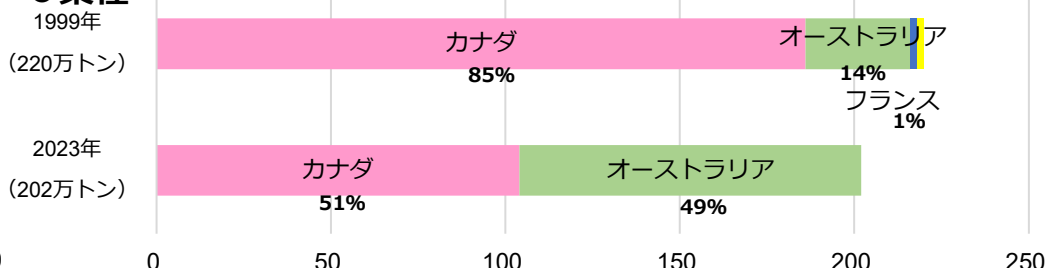
我が国の主要農産物の輸入

- 国内生産では国内需要を満たすことができない農産物は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への供給を行うことが必要。
- 現在は、小麦、大豆、とうもろこしなどの主要農産物で見ると良好な関係にある国からの輸入が多い。
- 輸入相手国での投資促進等により、輸入の安定化を進めることが必要。

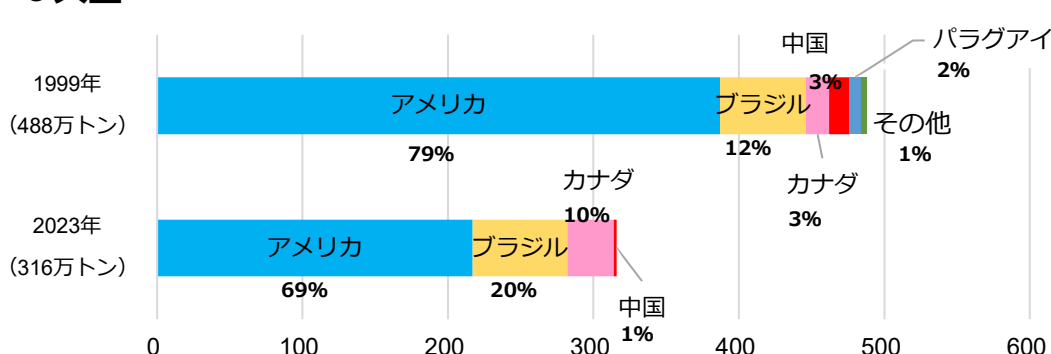
●小麦



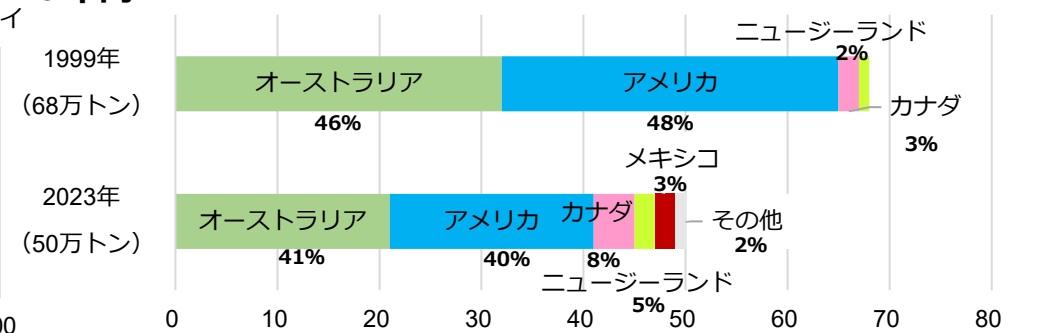
●菜種



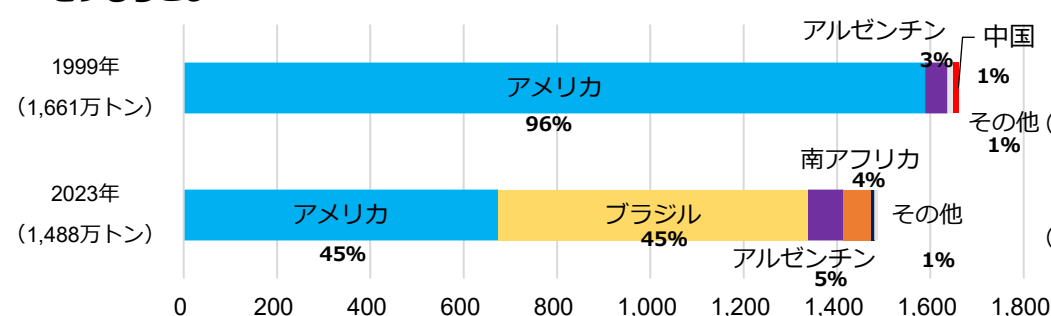
●大豆



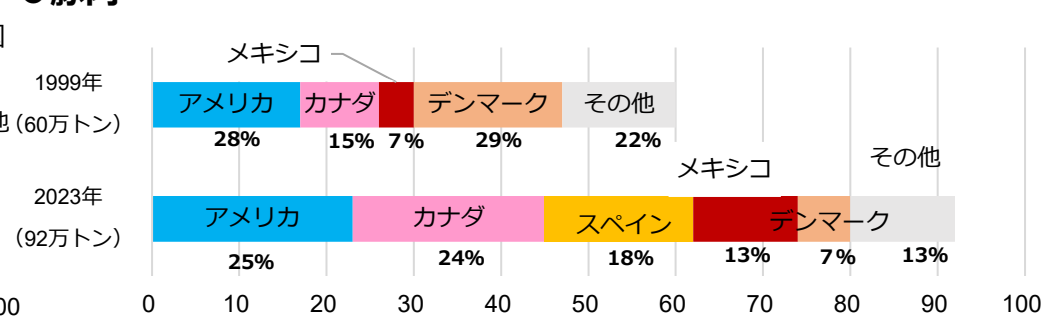
●牛肉



●とうもろこし



●豚肉



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成。

注 1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆、なたねは油糧用である。

注 2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

注 3：加工品の原料分は含まない。

穀物等の備蓄水準とその考え方

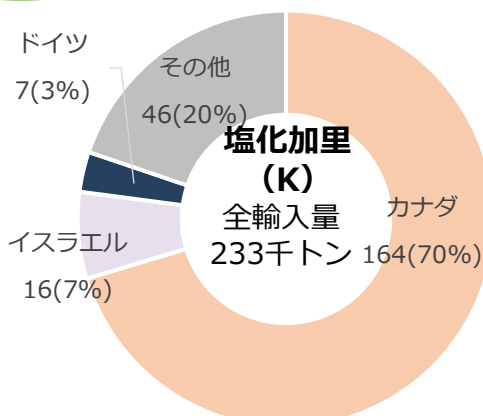
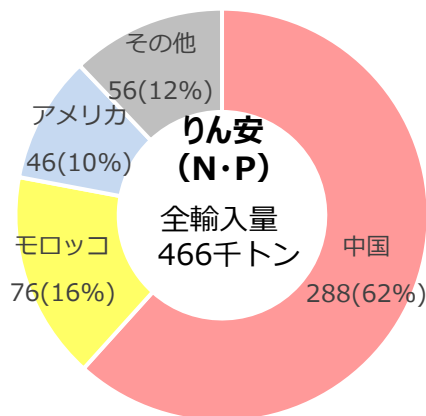
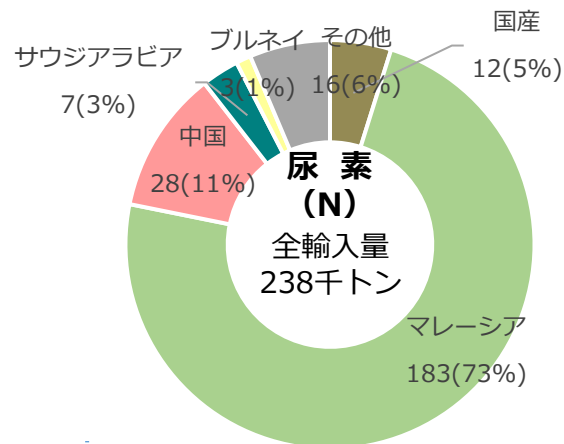
- 備蓄は、不測の事態の発生初期において、代替調達先の確保等の次の対策を措置するまでの対応手段として必要。
- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物については、国として備蓄事業を実施しており、備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。
- 今後、食料供給困難事態対策法に基づき、民間在庫量の把握等を進め、官民合わせた総合的な備蓄体制の推進が必要。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万吨程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (2021年度は93万吨)	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万吨程度	不測の事態による海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万吨（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物約100万吨が存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万吨) 廃止直前の2010年度は 約2週間分の3万吨	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 (1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止)

肥料の安定供給

- 食料安全保障を確保するためには、肥料や農薬等の**生産資材**についても、**安定的な供給を確保**することが必要。
- 主な**化学肥料の原料**である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は**ほぼ全量を輸入**。
一方、国内には、**家畜排せつ物由来堆肥**や**下水汚泥資源**など肥料成分を含有する資源があり、化学肥料に代替したこれらの活用を推進。
- **国内資源の利用促進**、化学肥料原料の**備蓄の確保**、輸入相手国への投資促進等による**輸入の安定化**が必要。

○ 肥料原料の輸入状況（R 4 肥料年度（R 4.7～R 5.6））



○ 国内資源の利用促進の例

① JA全農みやぎとJA鹿児島県経済連 (堆肥ペレット・稲わら広域流通)

JA全農みやぎとJA鹿児島県経済連は、稲わらと堆肥ペレットの広域流通を実証。

宮城県の稲わら（140 t）を鹿児島へ輸送し、鹿児島からは堆肥ペレット（60 t）を宮城県へ輸送。

石巻市⇔鹿児島市の輸送距離は約1,500km。実証では、20 tトレーラー（途中フェリーを使用予定）及びJ R貨物の2種類の輸送方法を検証。



② 兵庫県神戸市（下水汚泥からのリン回収）

下水汚泥から純度の高いリン「こうべ再生リン」を回収し、有機肥料等と配合した「こうべハーベスト」を製造。

「こうべハーベスト」は、神戸市の特別栽培農作物のブランドである「こうべ旬菜」にも使用。



○ 下水汚泥から回収した「こうべ再生リン」



○ こうべ再生リンを原料とした配合肥料「こうべハーベスト」

資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。

飼料の安定供給

- 消費量が増加している畜産物の安定供給のためには、**飼料自給率の向上**が必要。
- 飼料の需要量は近年2,500万TDNトン程度。**飼料自給率は、約25%で推移**（粗飼料自給率：約80%、濃厚飼料自給率：約10%）。主な輸入相手国は、米国、ブラジル等。
- **耕畜連携、コントラクター等の飼料生産組織の運営強化**等の取組を推進するとともに、**地域計画に基づく飼料産地づくり**の強力な推進が必要。

○ 飼料需給・自給率の推移（可消化養分総量(TDN)ベース）

（単位：千TDNトン、%）

区 分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 (概算)
需 要 量	28,517	27,098	25,481	25,164	25,204	23,820	24,593	24,498	24,772	24,937	25,071	25,003
供給区分	粗 飼 料	6,242	5,912	5,756	5,485	5,369	4,877	5,125	5,021	5,041	4,971	5,008
	うち国内供給	5,310	4,733	4,491	4,197	4,164	3,792	3,989	3,873	3,873	3,793	3,913
	濃 厚 飼 料	22,375	21,186	19,725	19,678	19,835	18,944	19,468	19,731	19,731	19,967	19,995
	うち国内供給	2,187	2,239	2,179	2,214	2,122	2,593	2,497	2,375	2,375	2,337	2,649
諸 率	純国内産飼料自給率	26%	26%	26%	25%	25%	27%	26%	25%	25%	26%	26%
	純国内産粗飼料自給率	85%	80%	78%	77%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	78%
	純国内産濃厚飼料自給率	10%	11%	11%	11%	11%	14%	13%	12%	12%	13%	13%

資料：農林水産省畜産局飼料課調べ。

注1：濃厚飼料の「うち国内供給」とは、国内産に由来する濃厚飼料（国内産飼料用小麦・大麦等）であり、輸入食料原料から発生した副産物（輸入大豆から搾油した後発生する大豆油かす等）を除いたものである。

注2：「食料・農業・農村基本計画」において、2030年度（令和12年度）に純国内産飼料自給率を34%とする目標を設定。

飼料穀物の品目別輸入量の割合（R5）

とうもろこしの国別輸入割合（R5 重量ベース）

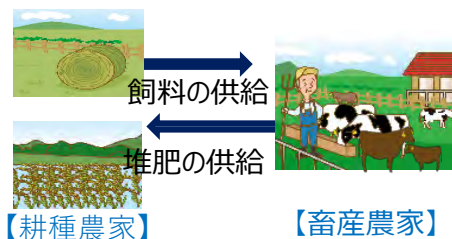
○ 耕畜連携の推進

- ・耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大

○ コントラクター※1、TMRセンター※2

による飼料生産の効率化

- ・作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



※1 コントラクター：飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料（Total Mixed Ration）を製造し農家に供給する施設

資料：財務省「貿易統計」

農林水産物・食品の輸出促進

- 国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、**食料の供給能力確保のための輸出促進が必要**。
- **2023年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆4,541億円**で過去最高値。一方で、ALPS処理水の海洋放出等に伴う輸入規制の影響により、2024年上半期の輸出額実績は、対前年同期比1.8%減少。
- さらなる輸出拡大に向け、科学的根拠に基づかない**輸入規制の即時撤廃**を働きかけるとともに、**品目団体や輸出支援プラットフォームの取組強化、輸出産地の形成、知的財産の保護・活用等**の推進が必要。

品目団体の認定

- ・これまでに**27品目15団体**を認定。
- ・品目団体を中核とし、規格の統一やリレー出荷の実証など、オールジャパンによる輸出促進を展開。

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年 10月31日	(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
	(一社) 日本真珠振興会	真珠
令和4年 12月5日	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
	(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品
	(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
	(一社) 日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜
令和5年 3月31日	(公社) 日本茶業中央会	茶
	(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉
令和5年 10月13日	全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
	全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
令和5年 11月14日	(一社) 日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
	(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
	(一社) 日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
令和5年 12月12日	全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレーウ及びカレー調製品

輸入規制への対応

- ・ 原発事故に伴い日本産食品の輸入規制を措置した国・地域のは、事故後の55から現在**6(中国、香港、マカオ、韓国、台湾、ロシア)**にまで減少(R6年5月時点)
- ・ 中国、ロシア、香港、マカオについては、ALPS処理水の海洋放出に伴い、更に日本産水産物等を停止。
- ・ 引き続き科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を働きかけている。

輸出支援プラットフォームの設置

- ・R6年8月までに**10か国・地域(16拠点)**で立ち上げ。
- ・現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。

設置国・地域及び拠点設置都市

米国(LA、NY、HY)、EU(パリ、ブリュッセル)、ベトナム(ホーチミン)、シンガポール(シンガポール)、タイ(バンコク)、中国(北京、上海、広州、成都)、香港(香港)、台湾(台北)、マレーシア(クアラルンプール)、UAE(ドバイ)



輸出産地の形成

- ・ **GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)** 登録者数は9,400以上。(R6年6月末時点)
〈GFP登録者へのサービス〉
 - ・ GFPコミュニティサイトでの事業者同士の直接マッチング
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供 等
- ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として**42産地**を選定。



合理的な価格形成の在り方の検討

- 食料の合理的な価格形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、**食料システムの関係者により合理的な費用が考慮されることが必要。**
- 生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる**協議会におけるコスト指標の作成等の議論**も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された**価格形成のための法制度を検討中。**

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。

